

◆資料編◆

資料編 1 平成 23 年 4 月 1 日以降の主な出来事

(平成 23 年度以降)

年 月 日	出 来 事	内 容
平成 23.4.1	名古屋入国管理局審査管理部門及び実態調査部門の新設	名古屋入国管理局調査記録部門を廃止し、審査管理部門及び実態調査部門を新設した。
7. 1	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」の改正等	留学生に対するさらなる就職支援を図るため、専門士の称号を付与された専門学校卒業生が入国しようとする場合において、上陸許可基準における学歴要件を満たすよう、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」(平成 2 年法務省令第 16 号)中の在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る学歴要件を改正した。また、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件」(平成 23 年法務省告示第 330 号)を新設し、同告示において、専門士の称号を付与されたこと等を要件として定めた。
8. 26	「出入国管理及び難民認定法施行規則」の改正	在留資格「短期滞在」について、15 日未満の比較的短期間の具体的な旅程を前提として上陸許可の証印等をするときに、当該旅程に応じた在留期間を決定することを可能とするため、「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭和 56 年法務省令第 54 号)を改正した。
12. 26	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の制定等	入管法等改正法の施行期日を定めるため、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」(平成 23 年政令第 419 号)を制定した。また、入管法等改正法の施行に伴い、関係政令を整備し、所要の経過措置を設けるため、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令」(平成 23 年政令第 420 号)、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成 23 年政令第 421 号)を制定した。さらに、入管法等改正法の施行に向けて法務省関係省令を整備し、所要の経過措置を設けるため、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」(平成 23 年法務省令第 43 号)を制定し、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則」(平成 3 年法務省令第 27 号)の全部を改正した。

年 月 日	出 来 事	内 容
平成 24.3.30	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」の制定等	現行の外国人受入れの範囲内で、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人（＝高度人材）の受入を促進するため、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した者を「高度人材外国人」と認定して、出入国管理上の優遇措置を講ずるため、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」（平成24年法務省告示第126号）及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」（法務省告示第127号）を制定するとともに、所要の規定を整備した。
4. 6	大阪入国管理局関西空港支局審査部門の増設	平成24年度のLCC専用ターミナル供用開始に伴い、大阪入国管理局関西空港支局審査部門を増設した。
7. 9	新しい在留管理制度の導入	入管法等改正法により改正された入管法及び入管特例法が施行されるとともに、外国人登録法が廃止され、新しい在留管理制度（第2部第3章参照）が導入された。
同	法務省入国管理局出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室長の設置並びに東京入国管理局在留管理情報部門の新設	改正入管法施行に伴う新しい在留管理制度に対応するため、法務省入国管理局に出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室を設置した（登録管理官及び総務課出入国情報管理室の廃止）。また、東京入国管理局在留管理情報部門を新設した。

資料編 2 統計

(1) 主な在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数の推移

1-1 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	918	919	857	896	838
中	国	65	98	114	167	194
韓	国	248	216	228	210	188
米	国	139	121	110	118	109
中 国（台湾）		69	65	48	42	48
パ キ ス タ ン		36	49	48	33	42
フ ラ ン ス		63	42	19	50	25
英	国	39	42	34	37	24
ロ シ ア		11	23	8	10	20
オーストラリア		27	22	30	31	18
スリランカ		20	14	35	18	17
その他の	他	201	227	183	180	153

1-2 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	7,916	8,895	9,840	10,908	11,778
中	国	1,729	2,096	2,555	3,300	3,974
韓 国・朝 鮮		1,900	2,249	2,492	2,723	2,872
米	国	1,108	1,044	990	918	844
パ キ ス タ ン		383	456	526	571	627
ネ パ ー ル		72	151	271	373	430
イ ン ド		282	307	319	319	320
英	国	401	384	374	334	292
ス リ ラ ン カ		119	147	199	234	281
フ ラ ン ス		343	334	297	281	248
オーストラリア		204	196	216	228	214
その他の	他	1,375	1,531	1,601	1,627	1,676

2-1 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	10,959	9,212	3,363	2,852	4,178
中	国	5,403	4,571	1,404	983	1,375
イ ン ド		960	714	296	384	651
ベ ト ナ ム		799	837	273	213	441
韓	国	1,999	1,292	439	302	361
フ ィ リ ピ ン		598	576	252	226	354
米	国	169	168	101	123	148
イ ン ド ネ シ ア		69	86	43	31	104
中 国（台湾）		56	86	46	75	94
英	国	54	70	55	54	92
フ ラ ン ス		146	140	62	95	70
その他の	他	706	672	392	366	488

2-2 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	44,684	52,273	50,493	46,592	42,634
中	国	23,247	27,665	27,166	25,105	22,486
韓 国・朝 鮮		7,733	8,647	8,015	7,050	5,828
イ ン ド		3,893	4,268	3,925	3,515	3,175
ベ ト ナ ム		1,536	2,229	2,188	2,183	2,382
フ ィ リ ピ ン		2,004	2,276	2,118	1,968	1,923
米	国	760	923	833	789	764
マ レ ー シ ア		489	570	610	595	613
イ ン ド ネ シ ア		371	436	455	437	542
フ ラ ン ス		631	706	621	588	539
バ ン グ ラ デ シ ュ		393	470	472	466	460
その他の	他	3,627	4,083	4,090	3,896	3,922

3-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍(出身地)別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	7,426	5,690	4,167	4,113	4,658
米	国	2,044	1,274	945	986	1,082
中	国	768	778	553	592	728
韓	国	700	771	570	552	590
英	国	846	463	347	286	326
中 国 (台 湾)		199	272	166	186	217
オーストラリア		555	263	210	175	185
パキスタン		84	121	106	124	180
カナダ		607	317	203	209	168
アフガニスタン		35	65	56	63	108
フランス		233	158	118	102	107
その他の		1,355	1,208	893	838	967

3-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	61,763	67,291	69,395	68,467	67,854
中	国	26,692	31,824	34,210	34,433	34,446
韓 国 ・ 朝	鮮	6,926	8,118	8,962	9,233	9,166
米	国	7,706	7,241	6,710	6,313	6,091
英	国	4,040	3,532	3,176	2,785	2,560
カナダ		3,128	2,690	2,329	1,980	1,694
オーストラリア		2,935	2,420	2,079	1,713	1,497
パキスタン		516	646	728	836	1,031
スリランカ		530	705	873	972	1,027
フィリピン		825	895	951	940	920
フランス		1,024	1,079	1,026	964	917
その他の		7,441	8,141	8,351	8,298	8,505

4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍(出身地)別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	7,170	7,307	5,245	5,826	5,348
中	国	2,639	2,570	1,858	1,937	1,717
フィリピン		417	495	397	498	641
韓	国	745	649	592	505	511
インド		608	626	433	520	484
米	国	583	673	371	528	396
タイ		238	260	235	222	235
中国(台湾)		233	243	218	211	188
ベトナム		57	137	81	231	178
インドネシア		119	137	93	98	104
英	国	204	187	107	142	103
その他の		1,327	1,330	860	934	791

4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	16,111	17,798	16,786	16,140	14,636
中	国	5,712	6,557	6,307	6,238	5,518
韓 国 ・ 朝	鮮	2,181	2,265	2,242	2,079	1,873
インド		1,411	1,709	1,731	1,610	1,426
米	国	1,468	1,583	1,364	1,286	1,072
フィリピン		709	826	782	777	947
タイ		325	388	430	430	440
英	国	651	615	511	450	382
ドイツ		589	615	538	505	377
ベトナム		97	184	157	287	343
フランス		529	553	467	414	342
その他の		2,439	2,503	2,257	2,064	1,916

5-1 「興行」の在留資格による国籍(出身地)別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	38,855	34,994	31,170	28,612	26,112
米	国	6,075	6,653	7,288	6,785	5,908
韓	国	1,553	1,329	1,173	1,450	3,179
英	国	2,500	2,908	2,575	3,009	2,474
ロ	シ	2,562	2,249	2,467	1,432	1,452
フ	ィ	5,533	3,185	1,873	1,506	1,407
ド	ィ	2,052	1,682	1,601	1,241	1,358
イ	タ	1,575	1,130	1,325	1,105	1,205
フ	ラ	1,417	1,605	1,246	1,116	780
中	国	3,156	1,820	1,694	1,386	739
ス	ペ	918	631	707	515	626
そ	の	11,514	11,802	9,221	9,067	6,984

5-2 「興行」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	15,728	13,031	10,966	9,247	6,265
フ	ィ	11,065	9,199	7,465	6,319	4,188
中	国	1,193	907	778	671	389
米	国	305	326	310	318	334
韓	国・朝	441	398	363	374	313
ブ	ラ	228	211	197	159	140
ロ	シ	504	393	333	268	125
タ	ィ	176	145	174	136	95
カ	ナ	53	50	94	51	77
オ	ー	124	109	111	88	71
英	国	61	63	65	62	66
そ	の	1,578	1,230	1,076	801	467

6-1 「技能」の在留資格による国籍(出身地)別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	5,315	6,799	5,384	3,588	4,178
中	国	2,903	3,270	2,495	1,924	2,527
ネ	パ	919	1,749	1,356	563	677
イ	ン	509	620	666	451	379
タ	ィ	156	179	192	134	132
韓	国	158	132	157	90	87
フ	ィ	68	59	52	36	53
イ	ン	67	64	47	31	33
ス	リ	41	49	29	26	29
オ	ー	25	32	30	45	27
パ	キ	22	25	26	18	24
そ	の	447	620	334	270	210

6-2 「技能」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	21,261	25,863	29,030	30,142	31,751
中	国	11,766	14,142	15,595	16,350	17,657
ネ	パ	2,213	3,791	4,970	5,283	5,704
イ	ン	2,302	2,756	3,224	3,465	3,586
韓	国・朝	1,620	1,587	1,592	1,510	1,421
タ	ィ	830	900	994	1,021	1,003
バ	ン	375	433	418	367	328
フ	ィ	268	268	278	283	302
イ	ン	200	229	203	193	185
ス	リ	162	188	195	181	180
パ	キ	154	153	160	161	169
そ	の	1,371	1,416	1,401	1,328	1,216

7-1 「技能実習（1号）」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総	数				26,002	66,025
中	国				20,133	49,311
ベ	ト				2,184	6,632
フ	ィ				1,212	3,755
イ	ン				1,454	3,536
タ	ネ				641	1,722
カ	ン				68	245
モ	ン				48	188
ネ	パ				40	169
ラ	オ				58	136
ス	リ				21	56
そ	の				143	275
	他					

※ 新規入国者数には、「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」が含まれる。

7-2 「技能実習（1号）」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総	数				50,423	61,178
中	国				39,341	45,470
ベ	ト				4,096	6,571
フ	ィ				2,773	3,400
イ	ン				2,568	3,290
タ	ネ				1,091	1,542
カ	ン				151	227
モ	ン				108	185
ネ	パ				60	161
ラ	オ				87	131
ス	リ				35	51
そ	の				113	150
	他					

※ 外国人登録者数には、「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」が含まれる。

8-1 「技能実習（2号）」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総	数					227
中	国					227

※ 新規入国者数には、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」が含まれる。

※ 「技能実習2号」の在留資格による新規入国は、上陸のための条件を定める入管法第7条第1項に適合しないため認められないものであるが、東日本大震災及び福島第1原子力発電所の事故を理由に、実習の途中で、再入国許可によらず出国した「技能実習2号」により在留していた外国人に対しては、その実習活動を継続させるため、平成23年4月から特別措置として、入管法第12条に定める上陸特別許可により入国を認めている。

8-2 「技能実習（2号）」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総	数				49,585	80,816
中	国				38,983	62,131
ベ	ト				3,826	6,953
フ	ィ				2,827	4,833
イ	ン				2,775	4,726
タ	ネ				741	1,441
モ	ン				108	168
カ	ン				62	142
ラ	オ				101	134
ネ	パ				22	96
ミ	ャ				95	91
そ	の				45	101
	他					

※ 外国人登録者数には、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」が含まれる。

9-1 「留学」の在留資格による国籍(出身地)別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	28,779	34,005	37,871	48,706	49,936
中	国	10,272	14,342	16,839	22,752	23,858
韓	国	5,301	5,516	5,487	7,271	6,749
中	国 (台 湾)	1,842	1,944	2,030	2,709	2,661
米	国	2,686	2,853	2,988	3,162	2,546
ベ	ト ナ ム	636	643	821	1,302	1,864
タ	イ	690	747	859	1,062	1,256
イ	ン ド ネ シ ア	529	685	772	878	1,054
ネ	パ ー ル	151	179	223	527	976
マ	レ ー シ ア	511	648	639	612	647
フ	ラ ン ス	484	545	652	797	631
そ	の 他	5,677	5,903	6,561	7,634	7,694

9-2 「留学」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	132,460	138,514	145,909	201,511	188,605
中	国	85,905	88,812	94,355	134,483	127,435
韓	国 ・ 朝 鮮	17,902	19,441	19,807	27,066	21,678
ベ	ト ナ ム	2,930	3,202	3,552	5,147	5,767
ネ	パ ー ル	1,398	1,554	1,681	3,022	3,589
タ	イ	2,361	2,502	2,656	3,542	3,315
イ	ン ド ネ シ ア	1,869	2,112	2,349	2,725	2,791
マ	レ ー シ ア	2,234	2,377	2,492	2,676	2,591
米	国	2,144	2,276	2,312	2,660	2,527
ミ	ャ ン マ ー	970	1,022	1,114	1,684	1,682
モ	ン ゴ ル	1,193	1,262	1,295	1,678	1,511
そ	の 他	13,554	13,954	14,296	16,828	15,719

10-1 「研修」の在留資格による国籍(出身地)別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	102,018	101,879	80,480	51,725	16,079
中	国	68,188	68,860	53,876	28,964	2,108
タ	イ	4,022	3,704	2,698	2,386	1,257
イ	ン ド ネ シ ア	5,924	6,213	3,980	2,970	1,186
ベ	ト ナ ム	6,605	7,124	4,890	3,150	1,032
フ	ィ リ ピ ン	5,843	5,678	4,726	3,211	775
イ	ン ド	635	774	760	892	753
マ	レ ー シ ア	900	881	776	718	631
カ	ン ボ ジ ア	468	355	436	470	355
ス	リ ラ ン カ	343	351	381	310	353
ラ	オ ス	329	396	374	377	302
そ	の 他	8,761	7,543	7,583	8,277	7,327

10-2 「研修」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	88,086	86,826	65,209	9,343	3,388
中	国	66,576	65,716	50,487	5,602	1,275
タ	イ	2,583	2,324	1,725	587	431
フ	ィ リ ピ ン	4,919	4,938	3,970	730	308
イ	ン ド ネ シ ア	5,069	5,085	3,053	743	260
ベ	ト ナ ム	6,704	6,763	4,355	663	258
マ	レ ー シ ア	254	257	132	124	136
イ	ン ド	143	150	159	184	127
ブ	ラ ジ ル	94	82	70	68	78
ス	リ ラ ン カ	142	119	113	63	51
韓	国 ・ 朝 鮮	133	147	94	82	49
そ	の 他	1,469	1,245	1,051	497	415

11 「特定活動(技能実習)」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	89,033	104,990	109,793	50,080	1,314
中	国	69,894	80,838	84,813	38,616	651
ベ	ト	6,900	8,860	9,197	4,292	265
イ	ン	6,160	7,074	6,725	2,891	165
フ	ィ	3,956	5,297	5,964	2,814	100
タ	イ	1,318	1,956	2,057	956	76
そ	の	805	965	1,037	511	57

12 「永住者」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	439,757	492,056	533,472	565,089	598,440
中	国	128,501	142,469	156,295	169,484	184,216
ブ	ラ	94,358	110,267	116,228	117,760	119,748
フ	ィ	67,131	75,806	84,407	92,754	99,604
韓	国	49,914	53,106	56,171	58,082	60,262
ペ	ル	27,570	29,976	31,711	32,416	33,307
タ	イ	11,107	12,519	13,883	15,055	16,055
米	国	11,125	11,814	12,708	13,065	13,690
ベ	ト	7,930	8,494	9,187	9,602	10,361
英	国	3,301	3,563	3,899	4,147	4,349
イ	ン	2,436	2,967	3,462	3,894	4,337
そ	の	36,384	41,075	45,521	48,830	52,511

13-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍(出身地)別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	24,421	19,975	14,951	11,452	10,766
中	国	6,602	6,552	6,251	4,099	3,713
フ	ィ	6,687	5,133	3,308	2,384	2,395
ブ	ラ	5,146	2,895	483	921	915
米	国	716	730	701	635	593
タ	イ	807	743	706	510	538
韓	国	904	873	852	565	188
中	国	293	293	257	211	183
ベ	ト	167	194	210	155	177
イ	ン	344	253	267	205	175
英	国	206	237	173	201	168
そ	の	2,549	2,072	1,743	1,566	1,721

13-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	256,980	245,497	221,923	196,248	181,617
中	国	56,990	57,336	56,510	53,697	51,184
フ	ィ	51,076	49,980	46,027	41,255	38,249
ブ	ラ	67,472	58,445	43,443	30,003	23,921
韓	国	22,340	21,990	21,052	19,761	18,780
米	国	9,131	9,285	9,140	8,848	8,679
タ	イ	9,997	9,588	9,113	8,651	8,549
ペ	ル	5,928	5,278	4,418	3,423	2,947
英	国	2,624	2,748	2,740	2,658	2,593
イ	ン	3,129	3,028	2,854	2,657	2,473
ベ	ト	1,602	1,764	1,827	1,819	1,778
そ	の	26,691	26,055	24,799	23,476	22,464

(2) 主な国籍（出身地）ごとの在留資格別新規入国者・外国人登録者数の推移

1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 19	20	21	22	23
総数		2,472,620	2,248,645	1,451,174	2,303,161	1,505,228
外交		976	1,388	1,191	1,218	1,262
公用		2,439	4,499	3,578	3,675	2,788
教授		170	172	219	170	159
芸術		15	8	2	-	3
宗教		163	126	133	113	105
報道		22	17	10	14	12
投資・経営		248	216	228	210	188
法律・会計業務		-	-	1	-	-
医療		-	-	-	-	1
研究		46	46	37	36	44
教育		16	15	15	19	14
技術		1,999	1,292	439	302	361
人文知識・国際業務		700	771	570	552	590
企業内転勤		745	649	592	505	511
興行		1,553	1,329	1,173	1,450	3,179
技能実習1号		158	132	157	90	87
技能実習1号イ					13	34
技能実習2号イ					-	-
技能実習2号ロ					-	-
文化活動		466	388	466	332	261
短期滞在		2,444,529	2,218,602	1,424,195	2,275,293	1,481,868
留学		5,301	5,516	5,487	7,271	6,749
就学		5,586	6,171	4,516	2,774	-
研修		237	219	89	163	105
家族滞在		2,766	2,618	2,376	2,257	1,956
特定活動		3,337	3,366	4,592	5,961	4,263
日本人の配偶者等		904	873	852	565	501
永住者の配偶者等		84	81	96	54	61
特定住者		160	151	160	124	126

1-2 韓国・朝鮮人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 19	20	21	22	23
総数		593,489	589,239	578,495	565,989	545,401
教授		965	1,006	1,025	1,009	956
芸術		37	36	43	46	45
宗教		1,047	1,049	1,049	1,011	977
報道		66	68	64	54	51
投資・経営		1,900	2,249	2,492	2,723	2,872
法律・会計業務		4	4	6	6	6
医療		17	18	21	23	22
研究		269	258	258	232	232
教育		85	86	94	90	97
技術		7,733	8,647	8,015	7,050	5,828
人文知識・国際業務		6,926	8,118	8,962	9,233	9,166
企業内転勤		2,181	2,265	2,242	2,079	1,873
興行		441	398	363	374	313
技能実習1号		1,620	1,587	1,592	1,510	1,421
技能実習1号イ					5	22
技能実習2号イ					-	-
技能実習2号ロ					-	-
文化活動		458	398	364	335	295
短期滞在		6,824	5,007	4,184	3,386	2,307
留学		17,902	19,441	19,807	27,066	21,678
就学		9,742	10,286	7,804	-	-
研修		133	147	94	82	49
家族滞在		17,859	18,484	18,533	18,026	16,750
特定活動		3,444	3,389	4,711	5,820	4,444
永住者		49,914	53,106	56,171	58,082	60,262
日本人の配偶者等		22,340	21,990	21,052	19,761	18,780
永住者の配偶者等		2,661	2,699	2,643	2,574	2,523
特定住者		8,803	8,722	8,622	8,374	8,288
特別永住者		426,207	416,309	405,571	395,234	385,232
未取時		1,802	1,597	1,425	1,074	417
その他		-	-	-	-	-
その他		2,109	1,875	1,288	730	495

2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 19	20	21	22	23
総数		714,791	769,691	753,606	1,140,579	721,990
外交官		462	594	517	684	516
公用		1,160	2,135	2,337	3,097	1,972
教授		492	539	496	464	458
芸術		12	4	7	2	1
宗教		7	5	4	4	1
報道		-	-	-	2	11
投資・経営		65	98	114	167	194
法律・会計業		2	-	-	-	1
医療		-	-	3	-	2
研究		132	130	150	115	75
教育		21	20	21	12	12
技術		5,403	4,571	1,404	983	1,375
人文知識・国際業		768	778	553	592	728
企業内転勤		2,639	2,570	1,858	1,937	1,717
興行		3,156	1,820	1,694	1,386	739
技能実習1号イ		2,903	3,270	2,495	1,924	2,527
技能実習1号ロ					1,250	2,751
技能実習2号イ					18,883	46,560
技能実習2号ロ						-
文化滞在		913	788	792	773	227
短期滞在		589,453	635,513	632,379	1,032,649	621,632
留学		10,272	14,342	16,839	22,752	23,858
就学		8,987	12,566	18,053	8,819	
研修		68,188	68,860	53,876	28,964	2,108
家族滞在		8,277	9,685	9,174	8,218	7,549
特定活動		215	194	124	146	99
日本人の配偶者等		6,602	6,552	6,251	4,099	3,713
永住者の配偶者等		809	1,011	945	560	753
定住者		3,853	3,646	3,520	2,097	1,815

2-2 中国人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 19	20	21	22	23
総数		606,889	655,377	680,518	687,156	674,879
教授		2,453	2,476	2,440	2,339	2,294
芸術		129	119	117	108	97
宗教		114	113	120	129	129
報道		10	12	10	12	21
投資・経営		1,729	2,096	2,555	3,300	3,974
法律・会計業		9	6	7	6	6
医療		91	114	134	187	246
研究		901	904	936	894	790
教育		101	99	104	101	103
技術		23,247	27,665	27,166	25,105	22,486
人文知識・国際業		26,692	31,824	34,210	34,433	34,446
企業内転勤		5,712	6,557	6,307	6,238	5,518
興行		1,193	907	778	671	389
技能実習1号イ		11,766	14,142	15,595	16,350	17,657
技能実習1号ロ					1,553	2,182
技能実習2号イ					37,788	43,288
技能実習2号ロ					1,142	1,713
文化滞在		1,122	939	923	37,841	60,418
短期滞在		8,467	7,235	6,332	902	749
留学		85,905	88,812	94,355	6,036	5,179
就学		22,094	25,043	32,408	134,483	127,435
研修		66,576	65,716	50,487	5,602	1,275
家族滞在		43,592	49,776	55,640	59,567	61,481
特定活動		73,049	84,478	90,030	44,328	5,374
日本人の配偶者等		128,501	142,469	156,295	169,484	184,216
永住者の配偶者等		56,990	57,336	56,510	53,697	51,184
定住者		5,215	6,170	7,087	7,415	8,078
特別永住者		33,816	33,600	33,651	32,048	30,498
取得時		2,986	2,892	2,818	2,668	2,597
未底		2,593	2,171	2,101	1,929	654
その他		-	-	-	-	-
その他		1,836	1,706	1,402	800	402

3-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 19	20	21	22	23
総数		84,198	75,651	61,100	66,120	51,006
外交官		147	119	216	175	156
公用		412	476	541	641	647
教授		15	20	25	12	26
芸術		-	-	-	-	-
宗教		29	27	15	17	29
報道		1	1	-	-	-
投資・経営		3	7	4	4	5
法律・会計業		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		10	6	16	3	7
教育		10	9	5	10	22
技術		598	576	252	226	354
人文知識・国際業		127	98	105	68	91
企業内転勤		417	495	397	498	641
興行		5,533	3,185	1,873	1,506	1,407
技能		68	59	52	36	53
技能実習1号イ					261	571
技能実習1号ロ					951	3,184
技能実習2号イ						-
技能実習2号ロ						-
文化活動		23	35	66	21	15
短期滞在		58,931	54,678	45,320	52,856	37,407
留学		242	254	245	258	285
就学		45	60	59	36	
研究修		5,843	5,678	4,726	3,211	775
家族滞在		487	462	379	352	345
特定活動		266	242	486	291	221
日本人の配偶者等		6,687	5,133	3,308	2,384	2,395
永住者の配偶者等		236	220	156	108	186
特定住民		4,068	3,811	2,854	2,195	2,184

3-2 フィリピン人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 19	20	21	22	23
総数		202,592	210,617	211,716	210,181	209,376
教授		73	77	81	76	80
芸術		3	3	3	2	2
宗教		266	253	236	225	228
報道		1	1	1	1	1
投資・経営		38	40	38	43	41
法律・会計業		-	-	-	-	2
医療		-	-	-	-	-
研究		38	35	47	42	44
教育		88	117	117	159	207
技術		2,004	2,276	2,118	1,968	1,923
人文知識・国際業		825	895	951	940	920
企業内転勤		709	826	782	777	947
興行		11,065	9,199	7,465	6,319	4,188
技能		268	268	278	283	302
技能実習1号イ					301	475
技能実習1号ロ					2,472	2,925
技能実習2号イ					217	269
技能実習2号ロ					2,610	4,564
文化活動		22	16	19	19	18
短期滞在		10,856	8,698	6,705	5,326	4,290
留学		643	614	615	713	677
就学		171	144	133		
研究修		4,919	4,938	3,970	730	308
家族滞在		1,801	2,047	2,134	2,197	2,226
特定活動		6,363	7,660	8,608	5,291	2,372
永住者		67,131	75,806	84,407	92,754	99,604
日本人の配偶者等		51,076	49,980	46,027	41,255	38,249
永住者の配偶者等		2,032	2,472	2,765	2,899	3,347
特定住民		33,332	35,717	37,131	37,870	39,331
特別永住者		42	42	45	45	44
未取時		3,025	3,050	2,782	2,358	926
その他		-	-	-	-	-
その他		5,801	5,443	4,258	2,289	866

4-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 19	20	21	22	23
総数		37,527	31,002	15,874	22,210	19,694
外交官		63	136	84	100	47
公用		83	261	154	212	141
教授		9	6	11	17	8
芸術		6	3	2	4	3
宗教		35	35	17	31	19
報道		1	3	2	5	1
投資・経		-	3	2	2	2
法律・会計業		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		4	2	2	6	2
教育		4	6	2	1	3
技術		5	7	3	6	5
人文知識・国際業		22	16	5	9	12
企業内転		50	52	44	63	35
興行		658	656	515	382	340
技能実習1号イ		27	10	10	6	4
技能実習1号ロ					-	4
技能実習2号イ					-	-
技能実習2号ロ					-	-
文化滞在		13	8	11	12	22
短期滞在		14,624	16,600	12,920	17,491	15,177
留学		114	111	122	129	121
就学		28	34	28	15	
研修		311	229	250	369	277
家族滞在		159	108	109	105	122
特定滞在		20	12	17	19	17
日本人の配偶者等		5,146	2,895	483	921	915
永住者の配偶者等		169	174	44	59	61
特定住		15,976	9,635	1,037	2,246	2,356

4-2 ブラジル人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 19	20	21	22	23
総数		316,967	312,582	267,456	230,552	210,032
教授		36	38	37	35	32
芸術		12	13	12	11	11
宗教		121	123	110	112	92
報道		4	3	4	4	2
投資・経		27	29	28	28	28
法律・会計業		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		11	11	13	14	12
教育		14	17	9	8	10
技術		53	57	54	47	46
人文知識・国際業		108	112	103	82	73
企業内転		93	108	94	73	70
興行		228	211	197	159	140
技能実習1号イ		93	85	72	65	52
技能実習1号ロ					-	-
技能実習2号イ					-	-
技能実習2号ロ					-	-
文化滞在		9	7	9	9	15
短期滞在		809	681	588	510	320
留学		357	355	365	377	322
就学		53	53	51		
研修		94	82	70	68	78
家族滞在		497	480	451	368	358
特定滞在		179	148	122	121	114
永住者		94,358	110,267	116,228	117,760	119,748
日本人の配偶者等		67,472	58,445	43,443	30,003	23,921
永住者の配偶者等		1,400	1,773	1,905	1,979	2,043
特定住		148,528	137,005	101,250	77,359	62,077
特別永住者		24	26	22	20	21
未取得者		2,254	2,327	2,129	1,309	433
一時庇護		-	-	-	-	-
その他の		133	126	90	31	14

(3) 個人識別情報を活用した出入国審査の実施状況（平成23年）

・退去を命ぜられた者

【国籍別】

韓	国	336
中	国	91
中	国（台湾）	52
そ	の他	187
合	計	666

【空・海港別】

成	田	空	港	296
関	西	空	港	116
羽	田	空	港	107
そ	の	他		147
合			計	666

・退去強制手続を執った者

【国籍別】

ス	リ	ラ	ン	カ	3
ネ	パ	ー	ル		2
バ	ン	グ	ラ	デ	2
そ	の	他			9
合				計	16

【空・海港別】

成	田	空	港	10
関	西	空	港	2
羽	田	空	港	2
そ	の	他		2
合			計	16

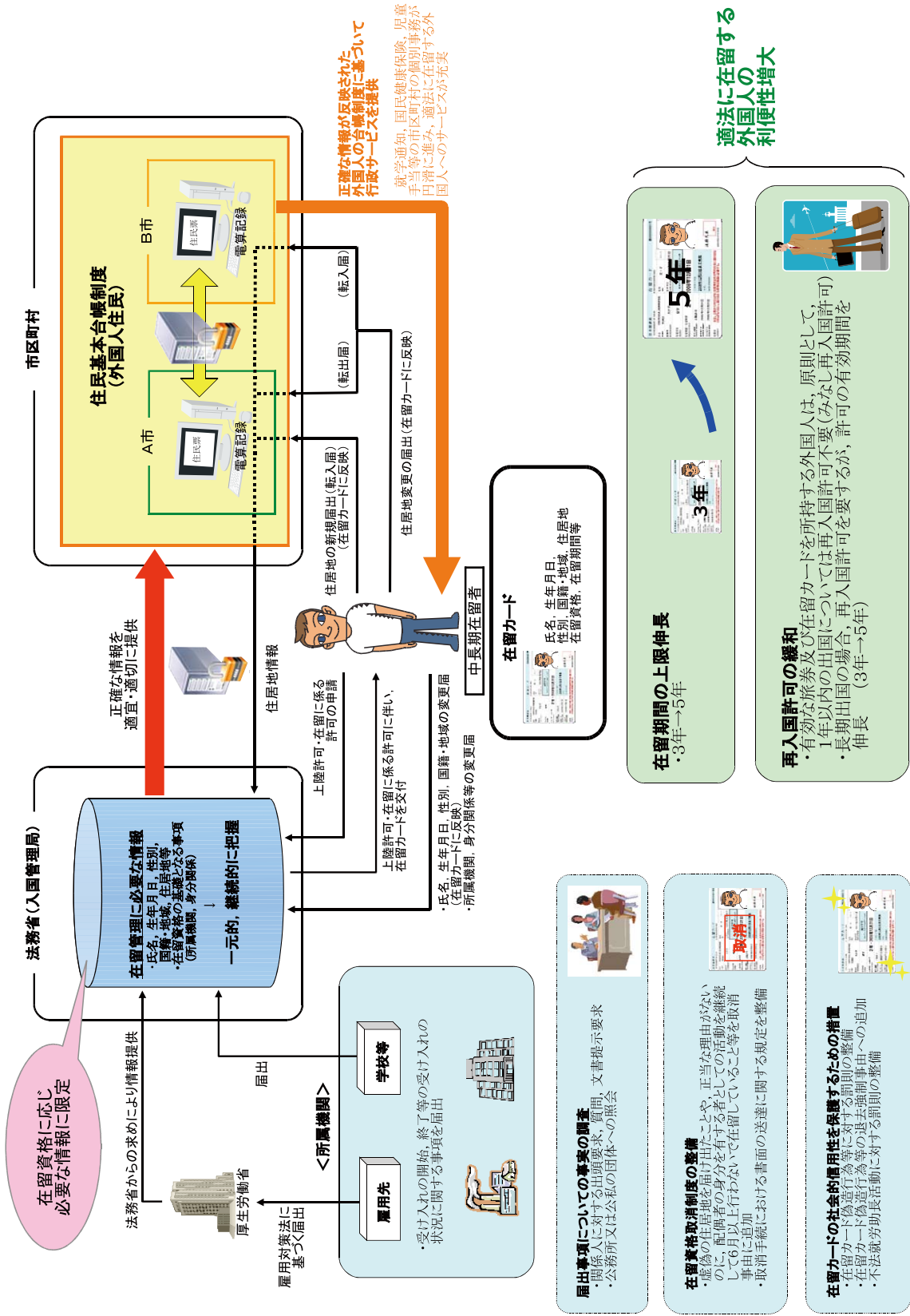
(4) 偽変造文書発見件数の推移

(件)

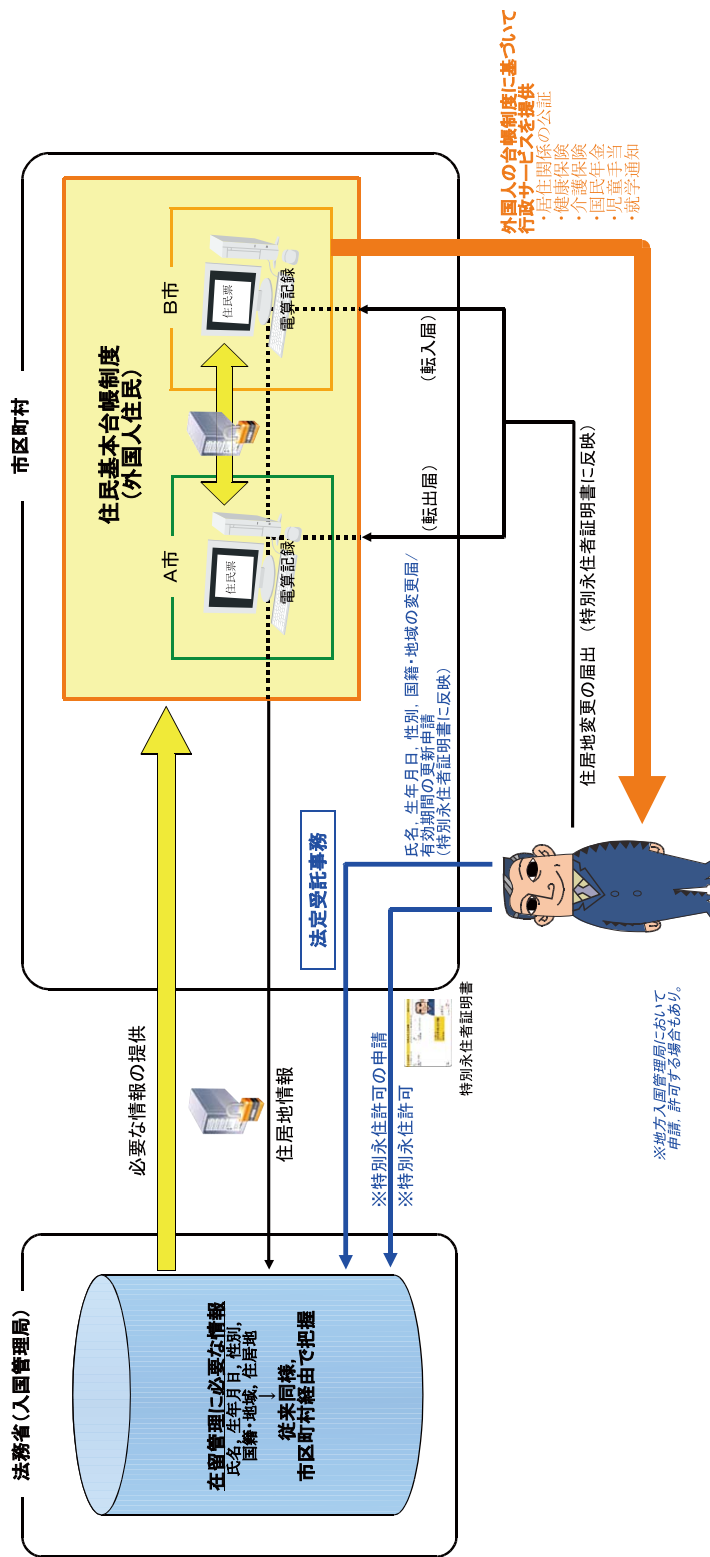
区分		年	平成19	20	21	22	23
上	陸	旅券	539	275	131	120	105
		その他	824	321	103	108	104
		合計	1,363	596	234	228	209
出	国	旅券	71	26	28	12	14
		その他	25	7	10	2	3
		合計	96	33	38	14	17
合	計	旅券	610	301	159	132	119
		その他	849	328	113	110	107
		合計	1,459	629	272	242	226

資料編3 新しい在留管理制度の概要

新しい在留管理制度 (在留資格をもって中長期間在留する外国人を対象)



特別永住者の制度



外国人登録証明書

番号
氏名
性別
国籍
出生地
旅券発行の年月日
居住の地
世帯主の氏名・世帯主との続柄
交付年月日
次回確認(切替)申請期間
署名

特別永住者証明書

番号
氏名
性別
国籍
居住地
交付年月日
有効期間の満了の日
写真

↑

証明書記載事項の大幅な削減

再入国許可の緩和

- ・特別永住者は、原則として、2年以内に再入国する出国については再入国許可不要
- ・長期出国の場合、再入国許可を要するが、許可の有効期間を延長 (4年→6年)

資料編 4 出入国管理関係訴訟

第1節 概況

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「出入国管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。平成23年において訴訟が提起され、新規に受理された件数は、本案事件について見ると、243件（前年268件）となっている。19年から23年までの推移を見ると、新規に受理された件数は20年は増加したが、21年は減少し、その後も増加・減少を繰り返している。また、各年ごとの終了件数は、本案事件について見ると、19年が250件、20年が355件、21年が310件、22年が288件、23年が214件であり、依然として高水準で推移している。

近年、高水準で新規受理件数が推移していること背景としては、適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革を挙げることができる。特に、行政訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が平成17年4月1日に施行され、出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設、出訴期間の延長、取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたことが、高水準で新規受理件数が推移していること背景と指摘できる。そして、このことに加えて、15年7月に公布、施行された「裁判の迅速化に関する法律」により裁判所の手続全体の一層の迅速化が図られていることが、終了件数が高水準で推移していること背景と考えられる。

また、近時の出入国管理関係訴訟では、在留特別許可の義務付け、仮放免許可の仮の義務付け、収容令書発付処分やその執行の差止め又は仮の差止め等新たな形での訴えの提起が相次いでいる。その背景には、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により、義務付け訴訟、差止め訴訟の法定、本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ、積極的にそれらの種類の訴訟制度が活用されたという事情を指摘することができる（表51）。

表51 出入国管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（平成23年末現在）（件）

区分	年	19年	20年	21年	22年	23年
行政事件	退去強制手続関係 取消請求・無効確認等	158	234	162	172	167
	在留審査関係不許可処分 取消請求・無効確認等	17	17	16	21	23
	在留資格認定証明書不交付 処分取消請求・無効確認等	18	8	10	15	8
	難民認定手続関係 取消請求・無効確認等	82	72	50	55	40
	その他	3	4	1	5	1
	（小計）	278	335	239	268	239
民事事件		2	1	1	0	4
人身保護請求事件		0	0	0	0	0
受理件数（総数）		280	336	240	268	243
終了件数		250	355	310	288	214

第2節 主な裁判例

裁判例1 【在留資格変更申請が不許可となる見込みである旨の通知の処分性】

本件通知書の文言（「あなたから申請のあった在留資格変更許可申請…については、審査の結果、下記理由により申請どおりの内容では許可できませんが、申請内容を出国準備を目的とする申請に変更するのであれば、別紙の申出書を提出して下さい。）、申請内容を出国準備を目的とする申請に変更しない意思を表明した外国人に対しては、取消訴訟についての教示書面を添付した正式の不許可処分の通知書を交付すること、他方で、本件通知書にはそのような教示文言は記載されていないこと、本件通知は、突然に不許可処分をすることによって外国人に生じる不利益を回避する効果が生じるものであり、本件通知はそのための事実上の措置であるとする被告の主張には合理性があることによれば、本件通知は、本件変更申請（「定住者」の在留資格への変更申請）に対し不許可処分をするに先立ち、本件変更申請が不許可となる見込みであることとともに、原告が希望するのであれば申請内容を出国準備を目的とする申請に変更することができることを伝えたものと解するのが相当である。

…以上によれば、本件通知は、原告の本件変更申請に対し、これを不許可とする処分であると認めることはできない。したがって、本件通知の取消しを求める原告の訴えは、取消訴訟の対象とすることができないものについてその取消しを求めるものであるから、不合法である。

【平成23年11月29日東京地方裁判所判決】

裁判例2 【在留資格取消処分における裁量】

本件取消処分は、入管法22条の4第1項所定の事由を満たし、手続上の違法性もないから、適法ということができる。もっとも、…同項が定められた趣旨及び同項の文言に照らすと、法務大臣等は、同項各号に定める事由が判明した場合においても、所定の手続に従って在留資格の取消処分を行うか否かについて裁量権を与えられているものと解されるから、法務大臣等による在留資格取消処分は、法務大臣等が当該取消処分をしたことがその裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用をした場合に当たるといえるときには、違法になる余地もあると解される。そこで、念のため、この点についても検討する。

…原告は、入管法22条の4第1項2号所定の事由に該当するところ、原告は、就労可能な在留資格を取得するため、違法業者であるAの協力を得て、故意に本件雇用契約書等の内容虚偽の文書を提出するなどして本件変更申請を行い、本件変更許可を受けたのであるから、原告は法令の趣旨を遵守しようとする意識が低く、その行為態様は相当悪質であり、その結果も出入国管理秩序に与える悪影響等を考慮すれば重いといわざるを得ない。

これらの事情に照らすと、原告が本邦に9年以上にわたり適法に在留してきたこと、原告には日本で生まれた子供（本件取消処分時7歳）がいること等を考慮しても、東京入管局長が裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用をして本件取消処分をしたと認めることはできない。

【平成23年5月12日東京地方裁判所判決】

裁判例3 【異議の申出に理由がない旨の裁決の撤回における裁量及び在留特別許可の義務付けの訴えの適法性】

本件裁決（入管法49条1項に基づく異議の申出は理由がない旨の裁決）の撤回の義務付けを求める部分は、いわゆる非申請型の義務付けの訴え（行政事件訴訟法3条6項1号）であると解するのが相当である。なぜなら、処分後の事情変更による行政処分の撤回は、公益上の必要性がある場合に、処分をした行政庁が職権によりすることが認められるのであって、撤回をすべきことを定める規定又は撤回を求めることができる旨の規定がない以上、関係者にそのような撤回を求める申請権が認められているということとはできないというべきところ、入管法第49条1項に基づ

く異議の申出には理由がない旨の裁決の撤回についてそのような規定はないから、本件裁決の相手方である控訴人には本件裁決の撤回を求める申請権はないと解すべきであるからである。

…（入管法 49 条 1 項に基づく異議の申出が）理由がないとの裁決がされた後、裁決後の事情により、在留特別許可をすることを可能とする裁決の撤回を行うか否かの判断は、…（入管法 50 条 1 項 4 号に基づく）在留特別許可をすることを可能とする裁決と同じ性格を有しているだけでなく、既に適法に行われた効力を有している裁決を公益上の必要から撤回するという行為の性質上、在留特別許可をすることを可能とする裁決よりもなお広範な裁量に委ねられていると解するのが相当である。

…処分の義務付けの訴えは、当該行政庁が当該処分をすべき場合に処分をすべき旨を命ずることを求める訴訟であるから（行政事件訴訟法 3 条 6 項）、当該行政庁がその処分をする法令上の権限を有することを前提としているものであって、当該行政庁が当該処分をする法令上の権限を有していない場合には、当該行政庁がその処分をすることができない以上、その処分の義務付けを求めることもできないことは明らかである。

入管法は、退去強制手続において、容疑者から入管法 49 条 1 項の異議の申出がある場合に、法務大臣等が、在留を特別に許可すべき事情があると認めるときは、在留特別許可をすることができる旨を定めている（50 条 1 項、69 条の 2）。しかし、この手続によらず、法務大臣等が、同法 49 条 1 項に基づく異議の申出には理由がない旨の裁決を受けている外国人に対し、同裁決後に生じた新たな事情を考慮して、在留特別許可をすることを認めた法令の規定は存在せず、また、他にこのような権限を認めるべき根拠も存在しない。

そうすると、入管法 49 条 1 項に基づく異議の申出には理由がない旨の裁決を受けた外国人が、同裁決後に生じた新たな事情を主張して、在留特別許可を求めるためには、その前提として、同裁決の効力が失われている必要があるというべきであり、同裁決の効力が存続しているにもかかわらず、在留特別許可を求めることは、行政庁に法的権限のない処分を求めることにほかならないから、そのような在留特別許可の義務付けの訴えは、不適法であるというべきである。

【平成 24 年 1 月 26 日東京高等裁判所判決】

裁判例 4 【退去強制手続において入国審査官が難民認定制度について説明する義務の有無】

原告は、入国審査官は、容疑者が退去強制対象者に該当すると認定した際に、在留特別許可や退去強制手続と難民認定申請の関係について説明をすべき義務がある旨を指摘する。しかし、入管法 47 条 4 項で、入国審査官は、退去強制対象者に該当する旨の認定を受けた容疑者に対し、口頭審理の請求をすることができる旨の告知をしなければならない旨を定めるものの、上記場合に在留特別許可や難民認定申請手続について教示をしなければならない旨定めた明文の規定は存在しない。もちろん、退去強制事由がある外国人が難民に該当する場合には、国籍国に送還することはノン・ルフールマン原則に反し許されないことや、我が国が難民条約上、難民を保護する責務を負っていることに照らすと、容疑者が難民であることをうかがわせる供述をしているなどの事情がある場合には、我が国の難民認定制度の概要を教示する法的義務が発生すると解すべき余地もなくはないが、原告は、本件退去強制処分（退去強制令書発付処分）を受けるまで、大阪入管入国審査官に対し、難民であることをうかがわせるような供述を何らしていないのであって、本件において大阪入管入国審査官に難民認定制度を説明すべき義務があったとは認められない。

【平成 24 年 1 月 19 日大阪地方裁判所判決】

裁判例 5 【不法就労助長行為の悪質性の評価】

原告は、本件飲食店が摘発を受けた平成 22 年●月●日時点において、本件飲食店のホステス又はボーイ（皿洗いのアルバイト）として、A を含む合計 18 名の従業員を不法に就労させていたところ、在留資格「短期滞在」で本邦に在留していた従業員 7 名については、人手不足を補うという安直な目的でこれらの者が本件飲食店で稼働することが不法就労に該当することを明確に認識し

つつ雇用しており、その他の在留資格で本邦に在留していた従業員 11 名（Aを含む。）についても、これらの者の在留資格の有無等を確認した際、これらの者が本件飲食店で稼働することが資格外活動に該当する蓋然性があることを十分に認識し得たものというべきであることからすれば、これらの者を本件飲食店に雇用して稼働させることにより、本邦における不法就労活動を容認していたものといわざるを得ない。以上によれば、原告の遵法精神は低いと評価せざるを得ない（なお、原告は、就学や就労のための在留資格を有している者が本件飲食店でアルバイトとして働くことには問題がないと思っており、入管法違反になることを明確に認識していたわけではない旨主張するが、本邦に在留する外国人を雇用しようとする経営者としては、当該外国人が本邦において法令上許されている活動の範囲を確認すべき義務を負っているのであるから、仮に、原告が主張するとおり、入管法違反になることについて明確な認識がなかったとしても、原告の不法就労助長の違反行為の違法性又は悪質性を減ずる事情には当たらない。）。そもそも、我が国の在留資格制度が、外国人の就労活動に対する規制を根幹に取り込んで成立していることに加え、不法就労活動を行う外国人の増加が懸念されており、その取締りが強化されているといった我が国の現状に照らすと、このような原告の行為は、我が国の出入国管理秩序の根幹を揺るがす行為そのものであり、原告の在留状況は悪質といわざるを得ない。

【平成 24 年 2 月 7 日東京地方裁判所判決】

資料編5 組織・体制の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成23年度末現在、出入国管理行政は、法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において3,800人余りの職員によって遂行されているが、出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

第1節 組織・機構

① 入国管理官署の概要

出入国管理業務を所掌する組織としては、法務本省の内部部局として入国管理局が設置され、また、法務省の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方入国管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、法務省の施設等機関として全国3か所に入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら、入国管理局、地方入国管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図22、23）。

図22 入国管理局組織表

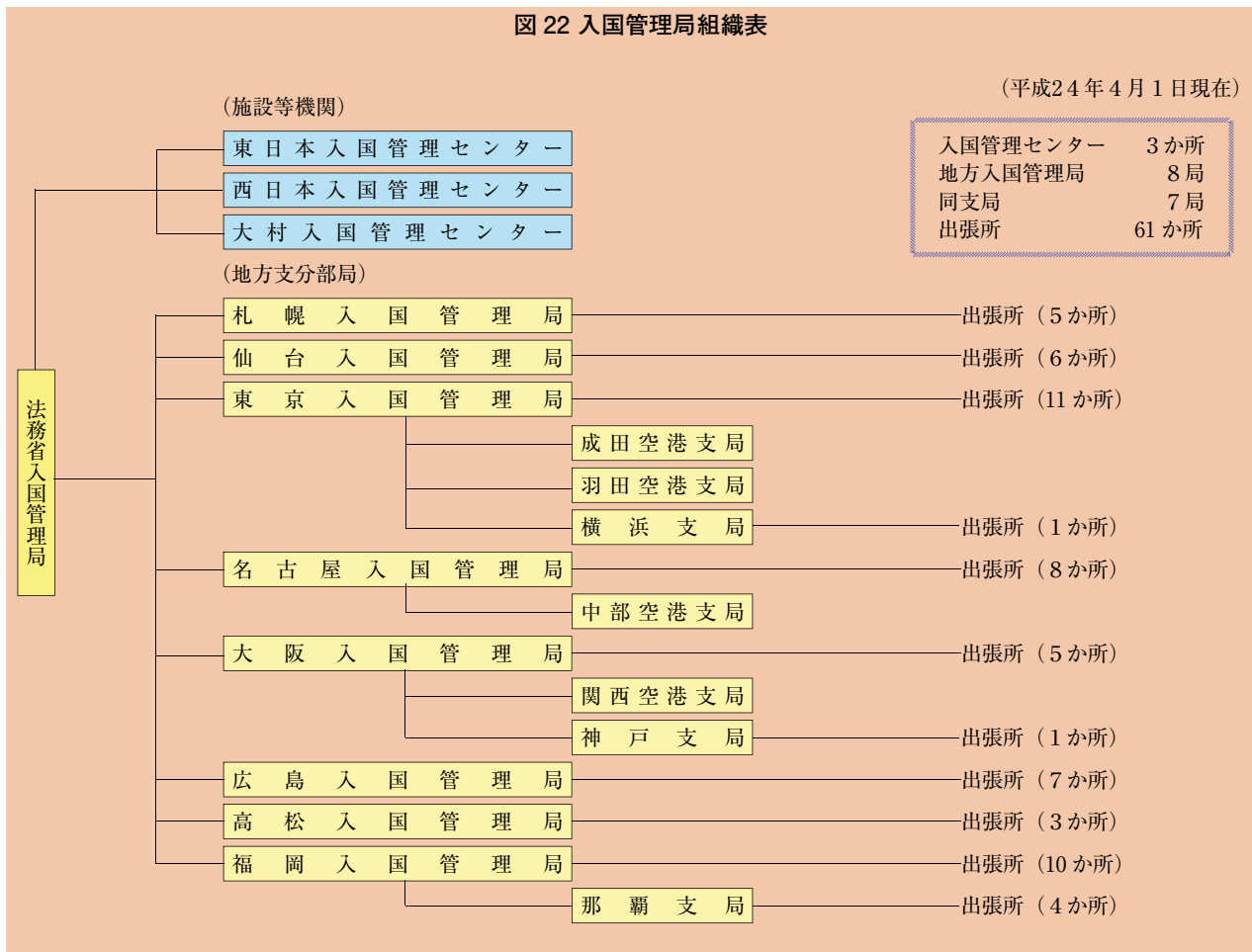
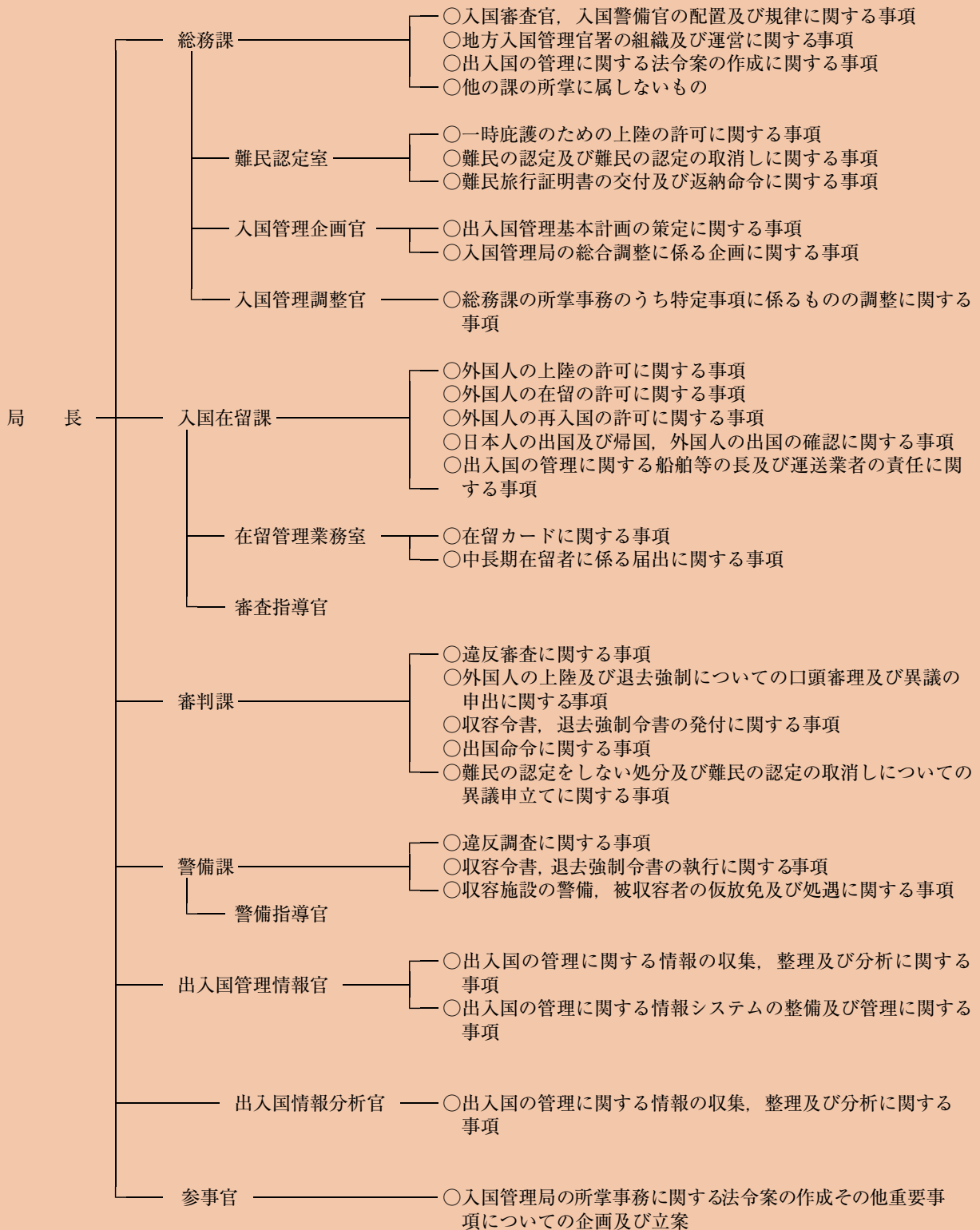


図 23 法務省入国管理局所管事項



※ 上記のほか，官房審議官1人及び局付3人が，入国管理局担当として配置されている。

② 入国管理官署の組織の見直し

平成24年度における組織の拡充については、本年7月9日の改正入管法施行に伴い、新しい在留管理制度が導入されると同時に外国人登録制度が廃止され、新制度の下では、中長期在留者に係る情報を法務大臣が一元的に管理することになったところ、これら情報については、正確性・最新性を保つことが入管法上規定されており、新しい在留管理制度を円滑に運用するために必要不可欠であることから、法務省入国管理局に情報の一元的管理を所掌する出入国管理情報官を設置（登録管理官の廃止）するとともに、在留カード及び届出制度の運用に関する事務を所掌する入国在留課在留管理業務室を設置（総務課出入国情報管理室の廃止）した。

また、在留カードは、原則として上陸許可時に出入国港で、又は在留関係諸申請の許可時に地方入国管理局等で、それぞれ中長期在留者に対して作成・交付するが、上陸許可時の交付については、成田、羽田、中部及び関西の4大空港において行い、その他の出入国港から上陸する中長期在留者に対しては後日作成し送付するほか、特別永住者証明書の作成や中長期在留者に係る届出情報の入力、補正、整理などに関する業務が発生したが、これらの業務は、全国分を一か所で処理することが効率的であることから、東京入国管理局に在留管理情報部門を新設した。さらに、東京、名古屋、大阪の各地方入国管理局及び横浜支局に統括審査官を配置し、在留カードの紛失等による再交付や有効期間の更新に関する事務等を行わせ、入国管理局全体として新しい在留管理制度の適切な対応のための体制整備を図った。

その他、関西空港における24時間対応の格安航空会社（以下「LCC」という。）専用ターミナル供用開始にあたり、これまで同様に適正な出入国審査を実施するとともに、観光立国推進のための円滑かつ迅速な出入国審査に対応するため、大阪入国管理局関西空港支局に審査部門を増設し、審査体制を整備した。他方、地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となったほか、長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に応えるため、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（表52）。

その結果、入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した昭和56年4月1日当時全国に103か所設置されていた出張所は平成23年4月1日現在で61か所となり、都道府県ごとに最低1か所の地方入国管理官署を設ける一方、昭和56年当時から約4割を縮減するに至っている。

これら出張所については、各種の許可申請・届出等のために訪れる外国人の利便を図ることのみならず、不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり警察等地元関係機関との密接な連携が必要であるところ、我が国に中長期在留する外国人を受け入れる地方公共団体ないし関係機関との連携といった観点も踏まえ、今後とも、出入国審査、在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう、より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し、合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要がある。平成23年度においては、統括審査官以上の役職にある入国審査官が出張所長として配置されていなかった出張所7か所について、統括審査官1人をそれぞれ配置した。

表 52 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）（平成 24 年 4 月 1 日現在）

年度	区分	廃止		設置	
		名称	所在地	名称	所在地
平成 12		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市
		呉港出張所	呉市		
		唐津港出張所	唐津市		
		伊万里港出張所	伊万里市		
13		横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市
		鹿児島空港出張所	始良郡溝辺町		
		清水港出張所	清水市		
		田子の浦港出張所	富士市		
14		岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市
		八代港出張所	八代市		
		日立港出張所	日立市		
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町		
15		東京港出張所	東京都江東区	新宿出張所	東京都新宿区
		渋谷出張所	東京都渋谷区		
		室蘭港出張所	室蘭市		
		宮古港出張所	宮古市		
		大船渡港出張所	大船渡市		
		石巻港出張所	石巻市		
		佐世保港出張所	佐世保市		
		那覇港出張所	那覇市		
16		青森港出張所	青森市	青森出張所	青森市
		八戸港出張所	八戸市		
		横浜港出張所	横浜市		
		名古屋港出張所	名古屋市		
		名古屋空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町		
		堺港出張所	堺市		
		神戸港出張所	神戸市		
		水島港出張所	倉敷市		
		志布志出張所	鹿児島県曾於郡志布志町		
17		直江津港出張所	上越市		
19		大阪港出張所	大阪市	東部出張所	東京都江戸川区
		天王寺出張所	大阪市		
21		福山港出張所	福山市	福山出張所	福山市
22		羽田空港出張所	東京都大田区		
23		高知港出張所	高知市	高知出張所	高知市

※ 平成 22 年度の羽田空港出張所廃止は、羽田空港支局の新設に伴うものである。

第2節 職員

① 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、出入国管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②収容令書又は退去強制令書の発付、③仮放免、④難民認定及び在留資格諸申



入国管理局職員

請等に関する事実の調査を行うほか、法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。

入国警備官は、①入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、③入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備など入管法違反者の取締りを行っており、「国家公務員法」においては「警察職員」の規定が適用されており、危険な業務に従事することも多いことから、「一般職の職員の給与に関する法律」において公安職職員となっている。

入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令系統を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

2 増員

入国管理局関係の職員数は、平成24年度は3,881人で、5年前の19年度の3,268人と比べ約19%、613人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、加えて観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理の強化、外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化、正規滞在者を装う偽装滞在者への対策、更には難民認定申請案件のより一層の適正かつ迅速な審査など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応じていくためには、更なる増員が望まれる（図24、表53）。

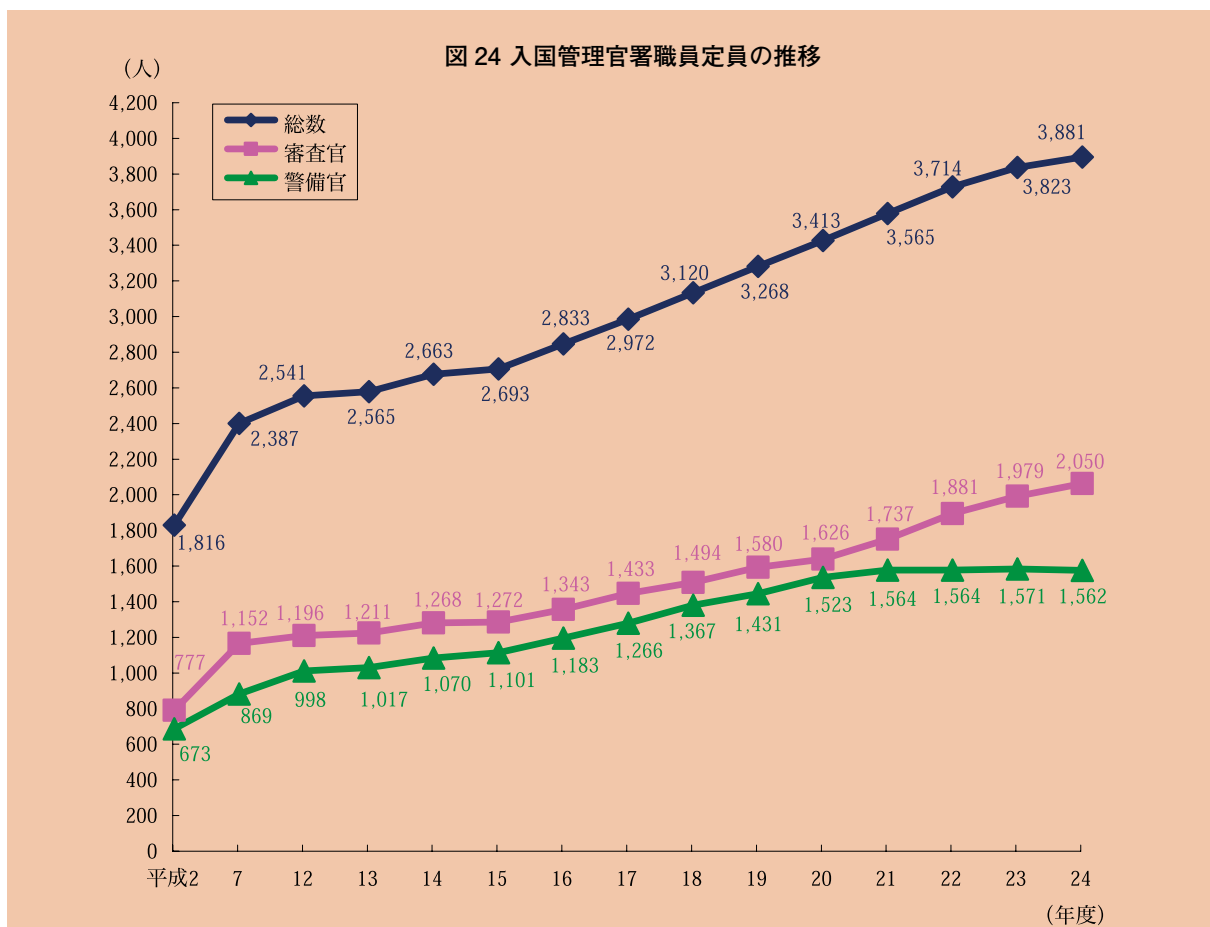


表 53 入国管理官署職員定員の推移

(人)

年度	区分 本省事務官	地方入国管理官署				小計	総数
		事務官	審査官	警備官	その他		
昭和 60	169	155	703	658	55	1,571	1,740
平成 2	166	154	777	673	46	1,650	1,816
7	163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
12	157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
13	156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565
14	154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663
15	152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
16	142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
17	131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
18	129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
19	128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
20	127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413
21	126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565
22	126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714
23	126	139	1,979	1,571	8	3,697	3,823
24	126	135	2,050	1,562	8	3,755	3,881

平成 24 年度においては、入国審査官、入国警備官併せて 118 人が増員措置されており、その概要は以下のとおりとなっている。

(1) 大阪入国管理局関西空港支局等における出入国審査体制の強化

平成 19 年 1 月に「観光立国推進基本法」が施行され、同年 6 月に「観光立国推進基本計画」が閣議決定されたが、その後、22 年 6 月には「訪日外国人を 2020 年初めまでに 2500 万人」との目標を掲げた「新成長戦略」が閣議決定され、「成長戦略実行計画（工程表）」の中で「訪日中国人の拡大」や「入国審査に要する時間の短縮」などが明記された。こうした中、21 年に世界的な景気後退等の影響を受けて一時的に減少した外国人入国者数は、アジア地域の景気回復に加え、中国に対する個人観光査証の発給緩和措置もあって、その後再び回復基調となり、22 年には約 944 万人と過去最高を記録した。23 年においては、3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、外国人入国者は一時的に減少したものの、同年第 4 四半期においては、前年同期比の約 90%にまで回復している。24 年においては、LCC 専用ターミナルが供用開始されることとなる関西空港を始め、各空海港において観光立国の推進に向けて審査待ち時間の短縮に努めると同時に、テロ対策、不法滞在者対策としての厳格な出入国審査を実施していく必要がある。このための要員として、関西空港支局を中心に入国審査官 89 人が増員措置された。

(2) 東京入国管理局等における在留管理体制の強化

我が国に在留する外国人が年々増加していく中、平成 21 年 3 月に閣議決定された「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」などにおいて、在留外国人の入国後のチェック体制の強化等を目的として外国人登録制度とともに在留管理制度全般の見直しを求められ、21 年 7 月に改正入管法が成立・公布された。

平成 24 年 7 月 9 日の改正入管法施行により新しい在留管理制度が導入され、同制度においては、従来の外国人登録証明書に代わり、中長期在留者には「在留カード」が、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付されるが、これらは、外国人登録証明書と同様、本人確認機能を有するほか、特に中長期在留者に関しては、地方入国管理官署における在留資格変更許可、在留期間更新許可等、在留関係諸申請に係る許可時において、従来の旅券への証印の押印に替えて新たな在留カードが作成・交付されることから、「許可証」としての機能も兼ね備えるものであり、名義人の身分証明上極めて重要なものである。

また、外国人登録制度においては、外国人登録証明書は市町村の窓口で交付されていたが、在留カードについては、地方入国管理官署で作成・交付されるため、新しい在留管理制度導入後における地方入国管理官署の業務量は、大幅に増加することとなった。

このため、新制度を円滑に導入・実施するための要員として、東京入国管理局等に入国審査官20人の増員が措置された。

(3) 東京入国管理局における退去強制手続体制の強化

外国人の在留に関する情報把握・管理については、これまで、外国人登録法に基づく市町村による情報把握と入管法に基づく法務大臣による情報把握との二元的制度であったものが、平成24年7月の改正入管法の施行により外国人登録法が廃止され、その相当分を吸収する形で法務大臣による入管法に基づく一元的管理に移行した。

入国管理局においては、不法滞在対策及び犯罪対策の観点から、警察等捜査関係機関からの照会に迅速かつ的確に対応するため、従来から東京入国管理局において全国の捜査関係機関からの照会に24時間体制で応じていたところ、改正入管法施行後は、従来、外国人登録制度において、外国人登録法の規定に基づき、市町村に対し行われていた登録原票に対する照会・開示請求のうち、住民基本台帳で把握されない情報に関しては、外国人の在留に関する情報を一元的に管理する法務省に対し照会が行われることとなり、年間照会件数の大幅な増加が見込まれたことから、東京入国管理局における情報提供体制を充実・強化する必要があるため、このための要員として、東京入国管理局に入国警備官9人の増員が措置された。

3 研修

近年、我が国に出入国する外国人は年々増加しており、また、在留の態様も多岐にわたっていることから、業務量の増大のみならず、入国審査官・入国警備官が日々執り行う業務の内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには、入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、これら職員を対象とした研修の充実・強化に取り組んでいる。

法務省の研究・研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に加えて、職員の専門知識を向上させるために、専門知識を有する職員のみならず外部の専門家を講師に招くなどして、偽変造文書鑑識従事者研修、入国・在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、情報システム運用業務従事者研修、人権関係、メンタルヘルス関係の研修等各種の研修を実施している。

また、入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。



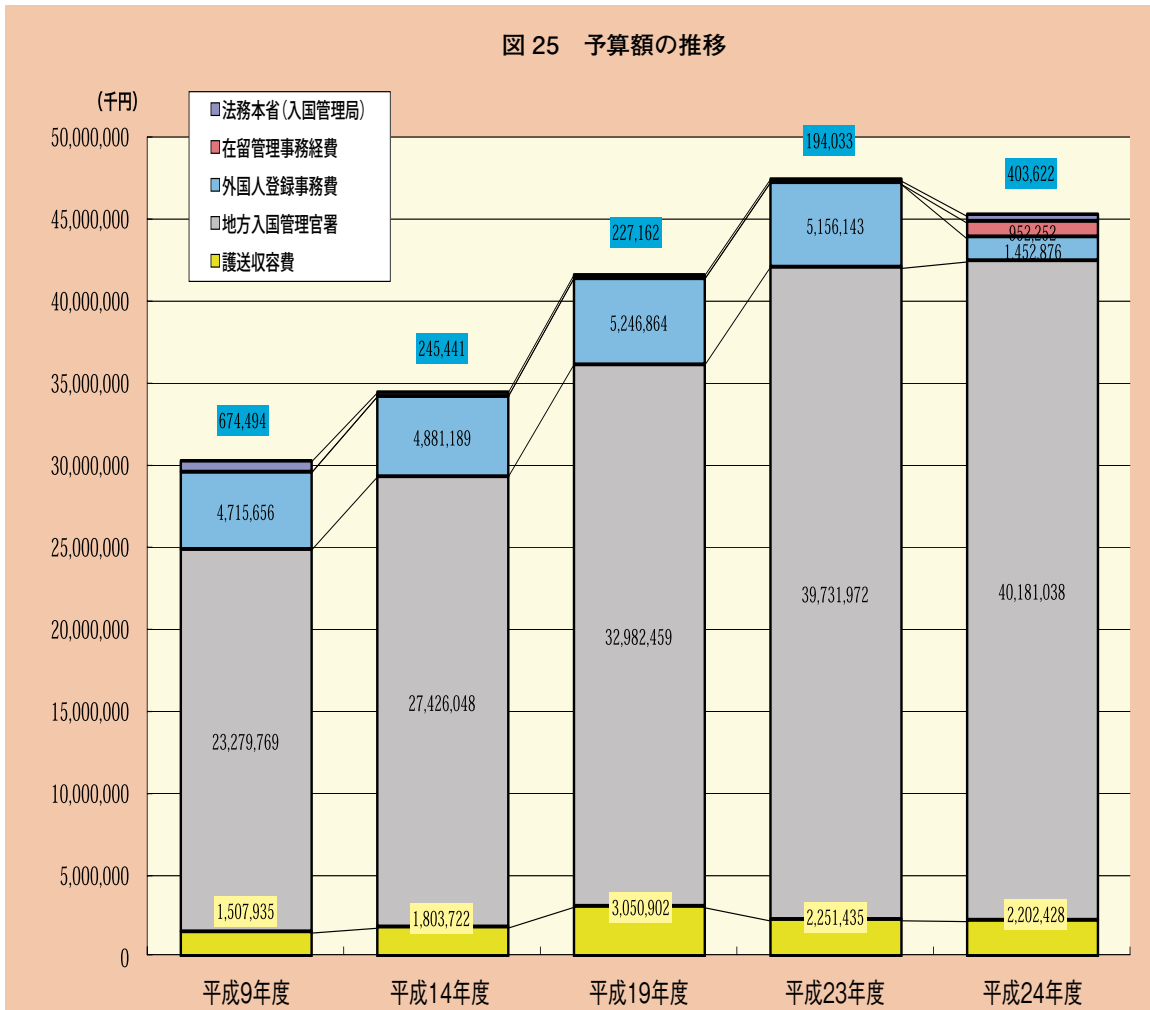
研修風景

資料編 6 予算等

第1節 予算

出入国管理行政の予算の推移は、図 25 のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、平成 24 年度予算においても、当局が推進する各種施策の実施に必要な経費、新しい在留管理制度の実施のための経費が認められている。

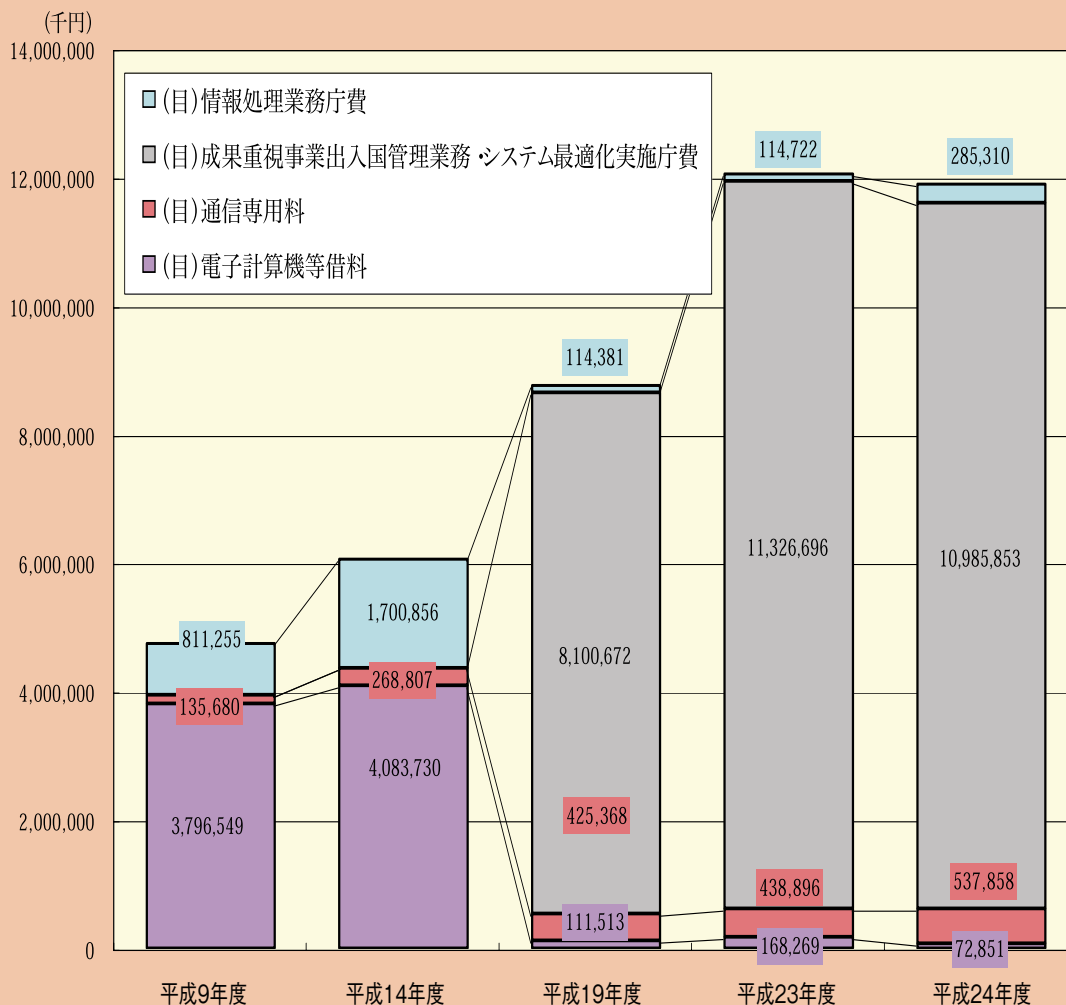
また、東日本大震災を受けた防災対策として、平成 23 年度一般会計補正予算（第 3 号）及び、平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予算において、入国管理官署収容施設等における防災・保安体制の強化等の経費が認められた（図 25、図 26）。



(注) 予算額は当初予算額である。

- ・平成 20 年度予算において、事項の組み換えを行っており、当該年度以降の予算については、以下のように算出方法が変更されている。
- ・法務本省（入国管理局）は、（項）法務本省共通費及び（項）出入国管理企画調整推進費の一部経費の合算額である。
- ・外国人登録事務費及び在留管理事務経費は、（項）出入国管理企画調整推進費の一部経費である。
- ・*平成 19 年度以前の（項）外国人登録事務費相当額である。
- ・地方入国管理官署は、（項）地方入国管理官署共通費と（項）出入国管理業務費の一部経費の合算額である。
- ・護送収容費は、（項）出入国管理業務費の一部経費である。
- ・上記一般会計予算のほか、平成 24 年度には東日本大震災復興特別会計予算で、149,053 千円が認められている。

図 26 電算関連主要予算額の推移



(注) 予算額は当初予算額である。

第2節 施設

平成24年3月31日現在、全国に8か所ある地方入国管理局は、法務単独庁舎（東京、名古屋、大阪）、法務合同庁舎（仙台、広島、高松）、行政合同庁舎（札幌）及び民間施設（福岡）にそれぞれ入居している。また、支局及び出張所は、法務単独庁舎（横浜）、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビルのほか、民間又は公有の施設に入居している。

さらに、全国に3か所ある入国者収容所は、いずれも平成5年以降に法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本、西日本）として整備している。

出入国管理 (平成 24 年版)

平成 24 年 11 月 発行

平成 24 年 12 月 第 2 刷

法務省入国管理局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

2012 出入国管理

